

私立学校の設置者
市 町 村 長 殿
市町村教育委員会教育長

茨城県知事 橋本 昌

学校法人の寄附行為の認可審査基準等に関する要項及び私立学校の設置等の認可申請の手續等に関する要項の一部改正並びに私立幼稚園設置に関する要項の制定について（通知）

上記のことについては、私立学校の設置等に関する基準等について一部を別添のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知します。

ついては、下記の事項に留意され、今後の取扱いに当たっては遺漏のないよう願います。

記

1 改正の主旨

- (1) 国の「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」の見直しに合わせ、所要の規定を見直す。
- (2) 規制緩和や公立施設の民間への移管等の加速が見込まれる中、社会情勢の変化に適切に対応できるよう、所要の規定を見直す。
- (3) 認定こども園制度の導入に伴い、今後増加が見込まれる社会福祉法人による幼稚園の設置認可申請に対し、適切な対応が取れるよう、所要の規定を見直す。

2 改正の概要

- (1) 学校法人の寄附行為の認可審査基準等に関する要項(昭和 62 年 7 月 1 日制定)に関し、設置者の資産基準その他の規定について一部を改正する。
- (2) 私立学校の設置等の認可申請の手續等に関する要項(昭和 62 年 7 月 1 日制定)に関し、幼稚園の設置認可申請手續その他の規定について一部を改正するとともに、当該要項の名称を「私立学校の設置等の認可申請手續に関する要項」に改める。
- (3) 私立幼稚園の設置に係る審査基準として、私立幼稚園設置に関する要項を制定し、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

なお、従前の茨城県私立幼稚園の設置等に関する要項(昭和 51 年 4 月 1 日制定)は、平成 19 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3 学校法人の寄附行為の認可審査基準等に関する要項の一部改正

- (1) 校地の借用の特例に関する基準(第 2 条第 1 号関係)

校地については、取得できない合理的な理由がある場合の特例として、貸主の区分に応じた以下の自己所有割合

公有地借用の場合は、基準面積の2分の1以上を自己所有

民有地借用の場合は、基準面積の3分の2以上を自己所有

により、その一部について借用を認めてきたところであるが、今後、20年以上にわたり校地として安定して使用できる保証があり教育上支障がないときは、貸主の区分にかかわらず、その全部について借用を認めるものとしたこと。

なお、校地は、私立学校の安定した運営を担保する重要な基本財産であり、自己所有が原則であることから、借地にあっては取得のための継続的な努力を講じられたいこと。

- (2) 学校の設置に要する経費(以下「設置経費」という。)に関する基準(第2条第2号、第5条第1項第1号関係)

設置経費については、借入金その他の負債を財源とすることを一切認めていなかったところであるが、日本私立学校振興・共済事業団の融資については校舎建築費の2分の1の範囲内において認めるものとしたこと。

- (3) 学校増設時において学校法人が持っている負債に関する基準(第5条第1項第3号関係)

学校の増設に係る寄附行為変更認可申請の際に、学校法人の持っている負債(前受金を除く)総額については、資産総額の4分の1以下(ただし、申請前年度の学生生徒納付金収入決算額と手数料収入決算額の合計額が上限。)でなければ寄附行為の変更を認めていなかったところであるが、これを資産総額の3分の1以下であれば認めるとし、申請前年度の学生生徒納付金収入決算額と手数料収入決算額の合計額による規制を廃したこと。

なお、これに伴い、健全な運営の確保を担保することの観点から、単年度の収支における負債を量る基準として、申請前年度の借入金等返済支出額(借入金等に係る利息支出を含む。)が当該年度の帰属収入決算額の5分の1以下でなければ寄附行為の変更を認めないとしたこと。

4 私立学校の設置等の認可申請手続に関する要項の一部改正

- (1) 中等教育学校の追加(第1条、第2条第1項関係)

趣旨及び設置計画承認申請の期限に関して、中等教育学校の区分を設けたこと。

- (2) 幼稚園の設置及び定員増に対する地元関係者等の意見(第2条第2項、第5条第3項関係)

幼稚園の設置及び定員増(以下「設置等」という。)に際しては、地域の幼児数等の動向や幼児施設の適正かつ合理的な設置等の観点から、申請時には設置等をしようとする所在地の市町村の幼児施設設置協議会(以下「設置協議会」という。)の同意書を添付することとしていたところである。

今般、認定こども園制度の導入に伴い、現行の保育所設置認可申請時の取扱いとの均衡を図るため、設置等をしようとする所在地の設置協議会の同意書の添付を市町村

長の意見書の添付とするよう改めるものであること。

市町村長にあつては、幼稚園の設置等をしようとする者から意見を求められたときは、適正かつ合理的な設置等に関して、幼児教育、保育、社会福祉、教育委員会その他学識経験者等関係者の意見を十分に踏まえた上で意見を行うよう御配意願いたい。

(3) 幼稚園の収容定員変更（定員増）に関する手続（第5条第3項関係）

幼稚園の定員増については、定員を変更しようとする年度の前々年度の3月31日（新たな定員となる1年前）までに収容定員変更計画の承認申請を行い、当該計画について知事の承認を得た上で認可申請を行うこと（改正前要項の第3条第1項及び第6条第2項）としていたが、本県の他の学校種の定員変更に係る手続と同様に取り扱うこととし、収容定員変更計画承認申請の手続を廃したこと。

これに伴い、地元市町村の意見書については認可申請時に添付することとしたこと。

5 私立幼稚園設置に関する要項の制定

(1) 園地面積に関する基準（第3条関係）

園地の必要面積については、従来の要項では、園舎面積（建坪）に1.5を乗じたものに運動場面積を加えて得た面積としていたところであるが、園舎建築のために建築基準法上必要となる土地面積に運動場面積を加えて得た面積以上としたこと。

(2) 収容定員に関する基準（第4条関係）

学校法人の寄附行為の認可審査基準等に関する要項との整合性を図るため、収容定員を70人以上420人以下と明記したこと。（第1項）

また、認定こども園制度の導入に伴い、幼保連携型認定こども園を構成する保育所の規模に関しては認定こども園全体の定員が60名以上であれば10名以上で認められることとの均衡を図り、幼稚園の最低規模の特例として、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園の規模に関しては認定こども園全体の定員が70名以上であれば10名以上で認めるとしたこと。（第2項）

(3) 収容定員の変更等に係る施設の基準（第9条関係）

収容定員を変更する場合には、園地は、変更後の定員規模に対して第3条による基準面積が必要であるとしたこと。（第1項）

また、収容定員の変更等により保育室・遊戯室を増設する場合は、増設する保育室・遊戯室について第7条による基準面積が必要であるとしたこと。（第2項、第3項）

(4) 基準の制定前に設置の認可を受けた幼稚園の園地等に関する特例（付則第2項、第3項関係）

昭和51年4月1日（従前の茨城県私立幼稚園の設置等に関する要項の制定日）以前に設置の認可を受けた幼稚園の園地、保育室及び遊戯室の面積については、本要項第3条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと。（第2項）

ただし、昭和51年4月1日以前に設置の認可を受けた幼稚園であっても、定員増等により園地を拡張し、又は保育室若しくは遊戯室を新增設する場合には、それらの園地・保育室・遊戯室の面積については、第3条又は第7条の規定を適用することとしたこと。（第3項）